

令和3年度 いじめ防止基本方針

世羅町立せらにし小学校

1 学校いじめ防止基本方針の策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題ととらえている。

したがって、いじめの問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことが重要である。

このため、本校におけるいじめの問題の克服に向け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な考えや具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定めるものである。

2 いじめの定義等

この基本方針におけるいじめについては、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要であり、いじめられた児童の立場に立って行う。なお、いじめが起こった場所については、学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年）より

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、発見することが難しいという特性を踏まえ、次に示す視点を中心として、いじめ防止等に体系的・計画的に取り組む。

(1) いじめの未然防止

本校は、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む取組を行う。これらの取組を通じて、全ての児童が安心して、自己有用感や充実感を感じることができる学校生活づくりを推進する。

あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、学校と家庭・地域が一体となった取組が推進できるよう普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見、早期・組織対応

教職員は、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であるという認識をもち、児童に係るささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するように取り組む。さらに、いじめの問題に係るアンケート調査や個人面談の実施や相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい組織体制を整える。

また、児童がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられるため、関係機関と連携し教育相談体制の充実を図る。

いじめがあることが認知された場合、校長は、いじめ防止委員会を中核として全職員で組織的な対応を行う。加えて、保護者や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて警察等関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応をする。

また、児童に対して、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性に係る情報安全教育を充実させるとともに、不適切な利用に対しては、迅速かつ適切な指導を行う。

(3) 児童の主体的な活動の支援

いじめの未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、授業や行事、部活動等に主体的に参加・活動できるような集団づくりが重要であるという視点を持ち、いじめの防止を訴えたり、解決を図れるような取組等の自発的・自治的な児童会活動を支援したりする。

(4) 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、PTAや地域の関係団体と連携した対策を推進する。

4 実施体制

いじめ防止等に体系的・計画的に取り組むため、また、いじめの早期発見・早期対応に取り組むため、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」による組織として、校内に「いじめ防止委員会」を置く。

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当を含む生徒指導部、臨床心理士等からなる、いじめ防止委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に1回、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

いじめがあることが確認された場合、校長は、いじめ防止委員会を中核として、全教職員で適切な調査や対処を迅速に行う。

5 いじめ防止等に係る取組

① 未然防止のための取組

(1) 学級実態の把握

○日常の行動観察をもとに、ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめ、体罰等アンケート」の保護者用、児童用を実施したり、Q-Uアンケートを実施したりしてその結果を生かす。

(2) 豊かな学級づくり

○授業では自己の力を伸ばすため、持ち物や学習規律について規定し、基礎学力の定着を図る。

○わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

○どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのか等、いじめについて正しく理解させる。

○自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(3) 人権教育や道徳教育の充実

○道徳の授業等を通して、児童の自己肯定感を高める。

○社会体験や生活体験の機会を設け、児童の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。

(4) 相談体制の整備

○Q-Uアンケート結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点等）を考え、教職員研修で共通理解を図る。

○いじめ、体罰等のアンケート後に学級担任により、悩みや心配事などの聞き取りを行い、児童理解に努めるとともに、信頼関係づくりに努める。

○いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

○いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

○いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

○いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

○いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められること、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じることがある場合には、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(5) 縦割り班活動の実施

○縦割り班活動の中で、協力したり強調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○中学校や保育所、幼稚園と情報交換や交流学习を実施する。

② 早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また必要に応じて、教育相談室、子育て支援課、教育委員会、中学校、発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「いじめ、体罰、セクハラ等アンケート」の実施

年3回のアンケートを実施して、一人一人の児童や保護者の思いをくみ取り、早期発見・早期解決に努める。

(3) ノート・日記指導

児童の休憩時間や放課後の活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

③ 児童の主体的な活動の支援

児童会の本部役員会を中核にすえ、いじめの問題に対して児童が主体的に活動できるよう支援する。各委員会の活動を通じて、児童の自治意識を高め、課題を解決するための主体的な活動を支援する。特に、学級代表委員会は、いじめ防止等のための委員会と位置付け、いじめの防止を訴えるような児童の自発的・自治的な活動を支援する。

④ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をして迅速に対応する。

⑤ いじめに対する早期対応、警察への相談・通報

○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、保健室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

⑥ いじめ防止対策に関する研修

年度初めには、いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。また、月1回、教育相談連絡会議を行い、不登校児童を含む児童の状況を交流するとともに、気になる児童に関わっては全職員で共通認識をもって対応できるよう状況を交流する場を設定する。また、心理等の外部専門家を招聘し、児童対応の在り方や人間関係形成能力の育成等について研修する。

6 重大事態への取組

(1) 重大事態の定義

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これらの重大事態には、調査組織を校内又は町教育委員会内に置き、調査を行い、調査結果を踏まえて必要な措置を講じる。いじめの「重大事態」を、法第28条第1項に基づいて、次のとおり定義する。

- 1 いじめにより本校に在籍する児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間 30 日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む。）
- 3 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

（２）具体的な対応

重大事態が発生した場合，直ちに，校長は町教育委員会に報告するとともに，いじめられた児童を守ることを最優先しながら，調査組織（プロジェクトチーム）を編成し，適切な対処と調査を迅速に行う。

ア 調査組織は，町教育委員会の判断を受け，校内又は町教育委員会内に置く。

イ 調査組織は，情報の収集と事実の整理を行うとともに，いじめの問題の解決や未然防止に向けた取組（懲戒の適切な運用も含む。）を行う。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について適切に提供する。

エ 関係児童への指導及び関係保護者への対応を行う。

オ 重大事態が発生した要因や背景を踏まえて，全校児童への指導を行う。

カ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては，警察等と連携して対処する。

7 取組の検証と学校運営の改善

学期末及び年度末に，いじめ防止委員会において，各種アンケート，いじめの認知件数及び解決件数等の具体的な数値を踏まえながら，いじめ防止等に係る取組を振り返り，その結果に基づいた実施計画の修正を行うとともに，学校運営の改善を図る。

8 ホームページへ「いじめ防止基本方針」をのせて，提示する。